安藤滿洲穂　稲益　保壽
庄山　一夫　竹内　正一
三澤　輝男

従五位に叙する（各通）
印南　智裕　諏訪　雅珍
中薗　欽夫　沼田　忠雄
吉田信一郎　和田　昌治

正六位に叙する（各通）
石内宗太郎　上野　保
川崎　康範　北川　一男
佐々木　進　篠田　忠治
丹伊田庸伸　新妻　和生
早川　弘　松屋冨次郎
山田　邦彦　横山　保則

従六位に叙する（各通）
猿山　見　柴田　喜昭
原田　實　平垣　豊治

正七位に叙する（各通）
辻下　幸男　新名　長雄
福武　学　室井　章男

従七位に叙する（各通）（以上二十六年十二月二十八日）
鈴木　忠夫　園部　正一

正五位に叙する（各通）
田尾　紀

従五位に叙する
上村　光芳　大沼　八郎

正六位に叙する（各通）
北野　嘉智　高澤　孝幸

従六位に叙する（各通）
川邉　直行　柴田　英哉

正七位に叙する（各通）（以上二十六年十二月二十九日）
大高　榮一

従四位に叙する
湯浅　一

正五位に叙する
藤本　一良

正七位に叙する
杉原　定行

従七位に叙する（以上二十六年十二月三十日）
岡地　義夫

正六位に叙する（二十六年十二月三十一日）
井上　秀雄
平沢　治南

大前　光孝
後藤　喜昭
中嶋　淳
濱田乙次郎
湊谷　彌生

中島乙次郎

下山　守彦

加藤　勇八
加納　金三
寺本　滋

卯尾田秀弘
武末　種元
西村　昭正

池原　静男
西村　幸紀

金山　健士
戸田　久夫
藤原　照男

柳　忠正

内藤　肇
吉井藤重郎

市川　敏夫
金田　光弘
田端　徳次
丸山　繁男

宇都　和明
齊藤　和敏

伊藤　武
亀田　晃弘
冨田　和美
吉川　勇

○叙勲

渡邉　博

旭日双光章を授ける
小松　攻　杉村　一見
鈴木　浩　宮地　正

旭日単光章を授ける（各通）（以上二十六年十二月二十五日）
中山與惣榮

旭日双光章を授ける
沼田　照男　深瀬新二郎

旭日単光章を授ける（各通）（以上二十六年十二月二十六日）
（埼玉県議会議員）
中村　健

旭日双光章を授ける（二十六年十二月二十七日）
中嶋　淳

旭日双光章を授ける
畠山作四郎

旭日単光章を授ける（以上二十六年十二月二十八日）
上村　光芳

旭日双光章を授ける
加藤　勇八
加納　金三

旭日単光章を授ける（各通）（以上二十六年十二月二十九日）
（岡山大学名誉教授）
寺本　滋

瑞宝中綬章を授ける
（津山工業高等専門学校名誉教授）
柳　忠正

瑞宝小綬章を授ける
有村　一郎　卯尾田秀弘
澤入　肇　武末　種元
富永　恭輔　西村　昭正

瑞宝双光章を授ける（各通）
池原　静男　西村　幸紀

瑞宝単光章を授ける（各通）（以上二十六年十二月二十五日）
（大阪市立大学名誉教授）
吉井藤重郎

瑞宝小綬章を授ける（各通）
石井　勝巳　市川　敏夫
大久保悟朗　金田　光弘
善如寺孝夫　田端　徳次
早瀬　豊　丸山　繁男

瑞宝双光章を授ける（各通）
宇都　和明　齊藤　和敏

瑞宝単光章を授ける（各通）（以上二十六年十二月二十六日）
（熊本大学名誉教授）
丸山　定巳
（香川大学名誉教授）
安原　昇

瑞宝中綬章を授ける（各通）
菊地　武夫
山崎　則正

瑞宝小綬章を授ける（各通）
荻原　之昌
小田切義貴
多々良康浩

（警視正）
小野寺光男　樵田　重信
野寺　克洋　松岡　裕康

瑞宝双光章を授ける（各通）
稲田　了　大崎　正幸
武井今朝喜　塚本　一成
渡邊　孝二

瑞宝単光章を授ける（各通）（以上二十六年十二月二十七日）
安藤滿洲穂　稲益　保壽
片山　清史　三澤　輝男

瑞宝小綬章を授ける（各通）
石内宗太郎　井上　秀雄
佐々木　進　猿山　見
丹伊田庸伸　新妻　和生
早川　弘　原　善三
平沢　治南　吉田信一郎

瑞宝双光章を授ける（各通）
上野　保　大前　光孝
柴田　喜昭　福武　学
山田　邦彦

瑞宝単光章を授ける（各通）（以上二十六年十二月二十八日）
山口　賢一

瑞宝単光章を授ける（二十六年十二月二十九日）
藤本　一良

瑞宝単光章を授ける（二十六年十二月三十日）
本邦駐箚ギリシャ共和国特命全権大使
ニコラオス・ツァマエス

旭日大綬章を贈与する（一月二十三日）

官庁報告

官庁事項

九州地方整備局公示

河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第十六条の二第一項の規定に基づき、平成二十六年十二月二十四日、大野川水系河川整備計画を変更したので、同条第六項の規定に基づき公表する。

平成二十七年二月二日

九州地方整備局長　金尾　健司

労　働

中央最低賃金審議会委員の候補者の推薦について

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第23条第1項の規定に基づき中央最低賃金審議会委員を任命するに当たり、最低賃金審議会令（昭和34年政令第163号）第3条第1項の規定に基づき候補者の推薦を求めることとしたので、関係労働組合及び関係使用者団体は、次の「中央最低賃金審議会委員候補者推薦要領」により、それぞれ、労働者を代表する委員又は使用者を代表する委員の候補者を推薦されたい。

平成27年2月2日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

中央最低賃金審議会委員候補者推薦要領

1　推薦資格

(1)　労働者を代表する委員の候補者を推薦する資格を有するものは、労働組合法（昭和24年法律第174号）第2条に規定する労働組合であること。

(2)　使用者を代表する委員の候補者を推薦する資格を有するものは、労働問題若しくは中小企業の経営問題を取り扱うことが主な目的であるか、又は業務の主要な部分である使用者団体であること。

2　候補者資格　国家公務員法（昭和22年法律第120号）第38条各号のいずれにも該当しない者であること。

3　推薦手続　推薦資格を有する労働組合は別紙1による推薦書により、推薦資格を有する使用者団体は別紙2による推薦書により、それぞれ推薦すること。また、推薦に当たっては、推薦書に次の書類を添付して提出すること。

①　候補者の履歴書　2部

②　中央最低賃金審議会の委員に就任することについての候補者の内諾書　1部

4　推薦締切日　平成27年2月23日

5　推薦書及び添付書類の提出場所　厚生労働省労働基準局労働条件政策課賃金時間室（東京都千代田区霞が関1丁目2番2号）

別紙1

平成　年　月　日

住　所（主たる事務所の所在地）

労働組合名（代　表　者　氏　名）印

厚生労働大臣　塩崎　恭久　殿

中央最低賃金審議会委員の候補者として次の者を推薦します。